

平成28年度 第4回

江 田 島 市 農 業 委 員 会 議 事 録

江 田 島 市 農 業 委 員 会

平成28年度第4回江田島市農業委員会議事録

日 時	平成28年7月27日 14時00分	場 所	農村環境改善センター
出席委員	1 村上 浩司 2 小跡 孝廣 3 菊元 久義 4 西中 克弘 5 前田 榮子 6 胡子 勝弘 7 島本 俊明 8 小林 秀幸 (職務代理) 9 新本 昌幸 10 清水 正子 11 前城 美智男	12 中下 雅敏 13 爲廣 明法 14 小松 巧 15 下田 満 16 中田 光治 17 大段 幸雄 18 濱田 末夫 19 峯本 弥生 20 松岡 雄二 21 森本 健太郎 (会長)	
欠席委員			
出席者 総 数	出席委員 21名 欠席委員 0名		
その他 出席者	事務局長 松岡 弘倫 書記 窪田 松枝		
議事録 署名委員	6 胡子 勝弘 7 島本 俊明		
提出議題	議事 議案第12号 農地法第3条の規定による許可申請について 議案第13号 農地法第4条の規定による許可申請について 議案第14号 農地法第5条の規定による許可申請について 議案第15号 非農地証明の申請について 協議事項 平成28年度農地利用状況調査について		

平成28年度第4回江田島市農業委員会総会次第

1 開 会

事務局長 それでは、定刻になりましたので、ただいまから、平成28年度第4回江田島市農業委員会総会を開会いたします。本日の総会出席者数は、21名中、欠席者数0名で、農業委員会等に関する法律第27条第3項の規定による出席委員が過半数を超えていますので、本総会は成立することを報告いたします。

それでは、最初に会長がご挨拶を申し上げます。

議長 どなたもご苦勞でございます。毎日暑い日が続きますが、農業委員の皆様方におかれては、本日全員出席ということで、顔を拝借することができ、頼もしく思います。本日提案しました案件につきましても、各号があるわけですが、ご慎重な審議をたまわりまして、適正なるご決定をいただきたいとこのように思いますので、よろしく申し上げます。

2 議事録署名者の指名について

議長 それでは、議事日程に基づきまして、日程第2の議事録署名者の指名でございますが、28年度第4回農業委員会の議事録署名者につきましては、6番の胡子委員と、7番の島本委員を指名いたします。なお、書記につきましては、松岡事務局長、窪田書記を指名いたします。

3 諸 報 告

議長 続きまして、日程第3の諸報告でございますが、事務局から何か報告事項ございますか。

事務局長 いいえ、ありません。

4 議 事

議長 事務局から特別に諸報告も無いということでございますので、さっそくながら、日程第4の議事に入りたいと思いますが、議案第12号の農地法第3条の規定によります許可申請につきまして事務局から説明をしてもらいます。

事務局長 番号1。譲渡人、●●●●。住所、大柿町_____。譲受人、▲▲▲▲。住所、大柿町_____。所在地、大柿町_____。地番、〇〇番〇。地目、台帳及び現況ともに畑、面積、356㎡。

申請理由は譲渡で、譲受人は「経営規模拡大のため、譲り受ける。」という案件です。

以上で説明を終わります。

議長 それでは、この案件につきまして、関係農業委員の意見を伺いたいと思いますが、どなたかどうぞ。

委員 大柿町の峯本です。●●さんと、▲▲さんのお二人にお話を聞くことができました。▲▲さんのご自宅と、ご自分の畑の間に、●●さんの畑がありまして、それで●●さんから譲渡のお話があったそうです。間違いございませんので許可をお願いいたします。

議長 他に何かご意見、ご質問ございますか。

委員 意見・質問なしの声有り。

議長 無いというご意見でございますので、この案件について審査の決定をしたいと思いますが、許可することに異議ありませんか。

委員 異議なしの声有り。

議長 全員、許可することに異議が無いということでございますので、許可といたします。
次をお願いします。

事務局長 番号2。譲渡人、●●●●。住所、広島市_____。譲受人、▲▲▲▲。住所、大柿町_____。所在地、大柿町_____。地番、〇〇番〇外3筆。地目、台帳及び現況ともに畑。面積、901㎡。
申請理由は譲渡で、譲受人は「経営規模拡大のため、譲り受ける。」という案件です。
以上で説明を終わります。

議長 この2番の案件につきまして、関係農業委員の意見を伺いたいと思います。

委員 大柿町の村上です。▲▲さんと、●●さんから事前に話がありまして、手入れが良いのでお願いしますということで、間違いありません。よろしく申し上げます。

議長 何かこの2番の案件につきまして、ご意見、ご質問ございますか。

委員 意見・質問なしの声有り。

議長 無いということでございますので、この2番の案件につきまして許可することに異議ございませんか。

委員 異議なしの声有り。

議長 許可することに、全員が異議無いということでございますので、許可といたします。
次をお願いします。

事務局長 番号 3。貸人、●●●●。住所、能美町_____。借人、▲▲▲▲。住所、能美町_____。所在地、能美町_____。地番、〇〇番〇外 1 筆。地目、台帳及び現況ともに畑。面積、2,015 m²。
申請理由は使用貸借で、借人は「農業経営のため、借り受ける。」という案件です。使用貸借期間は、10 年間です。
以上で説明を終わります。

議長 それではこの 3 番の案件でございますが、使用貸借権の設定でございます、関係農業委員の意見を伺いたいと思います。

委員 能美町の爲廣です。●●さんと、▲▲さんは、親子です。●●さんの方は高齢でもありますし足も少し悪く、まだまだ手伝いはするのでしょうかけれども、全部を耕作するのは困難であるということで、ちょうど息子さんが結婚されたこともありまして、こういう話になったということです。申請のとおりで間違い無いと思いますのでよろしくをお願いします。

委員 能美町の松岡です。私もですね、●●さんと、▲▲さんのお二人にお会いしまして、この___の方の土地をですね、実際に▲▲さんに確認したところ、間違い無いということですのでよろしくをお願いします。

議長 他にこの案件について、何か他にご意見、ご質問ございますか。

委員 意見・質問なしの声有り。

議長 無いようでございますので、この 3 番の使用貸借権の案件につきまして許可することに異議ございませんか。

委員 異議なしの声あり

議長 許可することに、全員が異議無いということでございますので、許可といたします。
次をお願いします。

事務局長 番号 4。譲渡人、●●●●。住所、能美町_____。譲受人、▲▲▲▲。住所、能美町_____。所在地、能美町_____。地番、〇〇番〇。地目、台帳及び現況ともに畑。面積、177 m²。

申請理由は譲渡で、譲受人は「農業経営のため、譲り受ける。」という案件です。

以上で説明を終わります。

議長

この案件について、関係農業委員の意見を伺いたと思います。

委員

能美町の爲廣です。番号3の●●さんと、番号4の●●さんが持っている能美町_____の土地は、ちょうど番号3の●●さんの家の裏側の農地になります。家を一緒に売るとい、その裏についても畑も一緒に売ると、その一筆の片方が、番号3の●●さんの土地の方に畑だけが伸びている形になっているので、そこを分筆して行うものです。これは間違いなくできると思いますので、よろしくをお願いします。

議長

それでは、この案件につきまして、他にご意見、ご質問ございますか。

委員

意見・質問なしの声有り。

議長

無いようでございますので、この4番の案件につきまして許可することに異議ございませんか。

委員

異議なしの声有り。

議長

許可することに、全員が異議無いということでございますので、許可といたします。

次をお願いします。

事務局長

番号5。貸人、●●●●。住所、能美町_____。借人、▲▲▲▲。住所、能美町_____。所在地、能美町_____。地番、〇〇番〇外1筆。地目、台帳及び現況ともに畑。面積、2,076㎡。

申請理由は使用貸借で、借人は「農業経営のため、借り受ける。」という案件です。使用貸借期間は10年間です。

以上で説明を終わります。

議長

はい、この5番の案件について、関係農業委員の意見を伺いたと思います。

委員

能美町の松岡です。●●さんと、▲▲さんの関係ですが、●●さんの弟の子供が▲▲さんに当たります。実際にですね、●●さんにお会いしまして、話を伺い、現場を見てきました。ここに書かれているとおり、間違いないと。▲▲さんにはですね電話で確認を取りまして、その土地をミカン山になっておりますけれども、そこを借りて行うということで、間違いなくと思いますので、よろしくをお願いします。

議長 はい、ではこの5番の使用貸借の設定の案件でございますが、他に何かご意見、ご質問ございますか。

委員 意見・質問なしの声有り。

議長 無いようでございますので、この5番の案件につきまして許可することに異議ございませんか。

委員 異議なしの声有り。

議長 それでは、許可することに、全員が異議無いということでございますので、許可といたします。
次をお願いします。

事務局長 番号6。譲渡人、●●●●。住所、能美町_____。譲受人、▲▲▲▲。住所、能美町_____。所在地、能美町_____。地番、〇〇番〇。地目、台帳及び現況ともに畑。面積、278㎡。
申請理由は譲渡で、譲受人は「農業経営のため、譲り受ける。」という案件です。
以上で説明を終わります。

議長 この6番の案件について、関係農業委員さんの意見を伺いたいと思います。

委員 能美町の爲廣です。▲▲▲▲さんは、今回の能美町_____の土地を譲り受けるのもそうですが、その前に、道路側についている能美町_____の家の方も買われるということで、その家に隣接している畑を一緒に譲り受けて、農業もやるということです。間違いなく、申請のとおり有効利用されると思いますので、お願いします。

議長 はい、他に何かご意見、ご質問ございますか。

委員 意見・質問なしの声有り。

議長 無いようでございますが、それでは、この6番の案件につきまして、許可することに異議ございませんか。

委員 異議なしの声有り。

議長 それでは、この案件につきまして、許可することに全員が異議無いということでございますので、許可といたします。
以上で農地法3条の審議を終了いたします。
続きまして、議案第13号の農地法第4条の規定によります許可申請につつま

して、事務局から説明をしてもらいます。

事務局長 番号1。追認の案件です。申請人、●●●●。広島市_____。所在地、江田島町_____。地番、〇〇番〇外1筆。地目、台帳及び現況ともに畑。面積、197㎡。

申請理由は「平成18年頃には、現況であったことを認識しているが、平成22年に父が亡くなり、相続手続きを行おうとしたところ、登記地目が畑であることを知った。農地法の許可が必要であったことを知り、今回、始末書を添付して申請する。」という案件です。

以上で説明を終わります。

議長 はい、この1番の案件について、関係農業委員さんの意見を伺いたいと思います。

委員 江田島町の島本です。本件につきましては、●●さんに電話で確認をしました。江田島町_____の元〇〇中学校の南側です。概要につきましては、先ほど事務局から説明があったとおりです。また、申請書に記載のとおり、申請地には、双方にカーポートが立っており、宅地化している状況でございます。なお、お父さんが亡くなって、土地の整理をしておきたいということでございましたので、ご審議よろしく申し上げます。以上です。

議長 始末書を添付して申請している訳でございますけれども、この案件につきまして、他にご意見、ご質問ございますか。

委員 意見・質問なしの声有り。

議長 無いようでございますので、この案件につきまして許可することに異議ございませんか。

委員 異議なしの声有り。

議長 許可することに、全員が異議無いということでございますので、許可といたします。

以上で議案第13号の農地法4条の審議を終了いたしまして、

次の議案第14号農地法第5条の規定によります許可申請につきまして事務局から説明をしてもらいます。

事務局長 番号1。譲渡人、●●●●。住所、広島市_____。譲受人、▲▲▲▲。住所、呉市_____。所在地、大柿町_____。地番、〇〇番〇。地目、台帳、田。現況、畑。面積、413㎡。

申請理由は譲渡で、譲受人は「自宅を建設するため、譲り受ける。」という案件です。二階建、建築面積は177.54㎡です。

以上で説明を終わります。

議長 この案件につきまして、関係農業委員の意見を伺いたいと思いますが。

委員 大柿町の小松です。先日、●●さんに電話して、また、▲▲さんに電話して確認したところ、間違いありません。よろしくお願いします。

議長 はい、この案件につきまして、何かご意見、ご質問ございますか。

委員 意見・質問なしの声有り。

議長 無いということですので、この1番の案件につきまして許可することに異議ありませんか。

委員 異議なしの声有り。

議長 全員が異議が無いということですので、許可いたします。次をお願いします。

事務局長 番号2。譲渡人、●●●●。住所、大柿町_____。譲受人、▲▲▲▲。住所、呉市_____。所在地、大柿町_____。地番、〇〇番〇。地目、台帳、田。現況、畑。面積、14 m²。

申請理由は譲渡で、譲受人は「自宅を建設するため、譲り受ける。」という案件です。二階建、建築面積は177.54 m²です。

以上で説明を終わります。

議長 この案件につきまして、関係農業委員の意見を伺いたいと思います。

委員 大柿町の小松です。27ページを見てください。1番の案件の●●さんの案件で買うということで、少し県道を作るときに残ったんですね。そこで、ついでに買ってくださいますということ。間違いありませんので、よろしくお願いします。

議長 はい、他にご意見、ご質問ございますか。

委員 意見・質問なしの声有り。

議長 無いようでございますので、この2番の案件につきまして許可することに異議ありませんか。

委員 異議なしの声有り。

議長 全員が許可することに異議が無いということでございますので、許可といたします。
次をお願いします。

事務局長 番号 3。譲渡人、●●●●。住所、広島市_____。譲受人、▲▲▲▲。住所、大柿町_____。所在地、大柿町_____。地番、〇〇番〇。地目、台帳及び現況ともに畑。面積、17 m²。
申請理由は譲渡で、譲受人は「自宅駐車場及び進入路拡幅のため、譲り受ける。」という案件です。
以上で説明を終わります。

議長 はい、この 3 番の案件につきまして、関係農業委員の意見を伺いたいと思いますが。

委員 大柿町の村上です。▲▲さんに確認したところ、間違いありません。さきほど、(議案第 12 号 2 番の) ▲▲さんの案件のときに●●さんにも確認したのですが、その場所であり、地図を見ていただければ分かるのですけれども、その少し出てる所です。お願いします。

議長 この 3 番の案件について、何かご意見、ご質問ございますか。

委員 意見・質問なしの声有り。

議長 質問も無いようでございますので、この 3 番の案件につきまして許可することに異議ございませんか。

委員 異議なしの声有り。

議長 許可することに、全員が異議無いということでございますので、許可といたします。
次をお願いします。

事務局長 番号 4。譲渡人、●●●●。住所、江田島町_____。譲受人、株式会社▲▲▲▲ 代表取締役 ■■■■。住所、広島市_____。所在地、江田島町_____。地番、〇〇番〇。地目、台帳及び現況ともに田。面積、3091 m²。
申請理由は譲渡で、譲受人は「店舗及び駐車場用地として、譲り受ける。」という案件です。店舗は平屋建て、建築面積は 990 m²です。
以上で説明を終わります。

議長 はい、それでは、この 4 番の案件につきまして、関係農業委員の意見を伺いたいと思いますが。

委員 はい、江田島町の小跡でございます。先般、譲渡人の●●さん、この方は入

院されておりました、この方の長男の◆◆さんという方に確認をとりました。図面をちょっと見ていただきたいのですが、30 ページに赤線で書いてありますように、★★江能店と、▼▼の間でございます。この土地をですね、譲受人の▲▲▲▲が譲ってもらえないだろうかという相談があったそうです。これの親会社は、____に本社があるそうですが、これの関連会社 10 社くらいあるそうです。こういう会社がですね、資料に書いてありますように店舗と駐車場として譲り受けて約 1,000 m²の店舗を建てる予定であるとのことでございます。この店舗はですね、貸店舗とする予定であると伺いました。この貸店舗につきましては、日用品やら雑貨用品、農業用品等々の販売をする予定であるとのことでした。契約などについては●●さんと既に話がついていることを息子さんが申されておりました。以上のようなことでございますので、この申請につきましては、間違いがないと思いますので、ご審議のほどお願いいたします。

議長 この案件について、何かご意見、ご質問ございますか。

委員 意見・質問なしの声有り。

議長 質問も無いようでございますので、この 4 番の案件につきましては許可することに異議ございませんか。

委員 異議なしの声有り。

議長 許可することに、全員が異議無いということでございますので、許可といたします。
次お願いします。

事務局長 番号 5。貸人、●●●●。住所、広島市____。借人、株式会社▲▲▲▲ 代表取締役 ■■■■。住所、大柿町____。所在地、大柿町____。地番、○
○番○。地目、台帳及び現況ともに畑。面積、727 m²。

申請理由は賃貸借で、借人は「太陽光発電設備を設置するため、借り受ける。」という案件です。パネル 192 枚。発電量 40.0kw。賃貸借期間は 20 年間です。

以上で説明を終わります。

議長 それでは、この 5 番の案件につきまして、関係農業委員さんの意見を伺いたいと思います。

委員 大柿町の胡子です。株式会社▲▲▲▲社長の■■■さんに度々電話するのですが、連絡が取れないので、最終的に事務員さんと話しをさせてもらいました。この太陽光発電のことですが、事務員さんの方は、間違いなしにそういう計画であるのでよろしく申し上げますとのことでした。

議長 そのようなことのようにですが、何か意見はありませんか。

委員 これまでも、ちゃんとされている会社なので問題は起こらないように思いますけれどもね。

議長 他に、ご意見・ご質問はありませんか。

委員 意見・質問なしの声有り。

議長 質問も無いようでございますので、この5番の案件につきましては許可することに異議ございませんか。

委員 異議なしの声有り。

議長 許可することに、全員が異議無いということでございますので、許可といたします。

議長 それでは、次の議案第15号、非農地証明の申請につきまして、事務局から説明をしてもらいます。

事務局長 番号1。申請人住所、神奈川県厚木市_____。氏名、●●●●。所在地、江田島町_____。地番、〇〇番〇。地目、台帳、畑。現況、山林。面積、508㎡。

申請理由は、「相続した昭和56年頃から耕作を放棄しており、山林化している。地目変更のため申請する。」という案件です。

6月27日に、森本会長以下5人の委員と事務局で現地確認を行いました。

番号2。申請人住所、大柿町_____。氏名、▲▲▲▲。所在地、江田島町_____。地番、〇〇番〇。地目、台帳、畑。現況、山林。面積、922㎡。

申請理由は、「平成16年に購入したが、前所有者が相続した昭和63年には、既に山林化していた。地目変更のため申請する。」という案件です。

6月27日に、森本会長以下5人の委員と事務局で現地確認を行いました。

番号3。申請人住所、能美町_____。氏名、■ ■ ■ ■。所在地、能美町_____。地番、〇〇番〇。地目、台帳、畑。現況、原野。面積、1,031㎡。

申請理由は、「30年ぐらい前から全く手入れをしておらず、現在は雑木林になっている。地目変更のため申請する。」という案件です。

6月27日に、森本会長以下4人の委員と事務局で現地確認を行いました。

番号4。申請人住所、広島市_____。氏名、◆◆◆◆。所在地、能美町_____。地番、〇〇番〇。地目、台帳、畑。現況、原野。面積、1,204㎡。

申請理由は、「相続により取得したが、市外に居住しており、平成以降には耕作をしていない。地目変更のため申請する。」という案件です。

6月27日に、森本会長以下4人の委員と事務局で現地確認を行いました。

番号5。申請人住所、広島市_____。氏名、▼▼▼▼。所在地、沖美町_____。地番、〇〇番。地目、台帳、畑。現況、山林。面積、1,446㎡。

申請理由は、「昭和60年頃から耕作しておらず、放置していたため、山林化

している。地目変更のため申請する。」という案件です。

7月7日に、森本会長以下4人の委員と事務局で現地確認を行いました。
以上で説明を終わります。

議長 ただいま事務局長が説明したとおり、この1番から5番までの案件につきまして非農地証明の申請が出ておりまして、先般、各地区の農業委員さんともども、現地確認した結果、それぞれ非農地証明の申請どおりで受理してはどうかという意見に達したわけで、そうした結果を踏まえて本総会で提案させて頂いているところでございますが、この非農地証明について受理することに異議ありませんか。

委員 異議なしの声有り。

議長 それでは、この非農地証明を農業委員会として受理して、そのとおり事務をさせていただきます。よろしくお願いいたします。
以上で非農地証明の申請審議を終了いたします。

5 協 議 事 項

議長 続きまして、日程第5の協議事項でございますが、事務局から説明をお願いします。

事務局長 (農地利用状況調査についての説明。)

議長 はい、以上でないようでしたら、総会は終了したいと思います。

総会終了

終了時間 15時35分